○経済産業省告示第十七号

計量法（平成四年法律第五十一号）第百三十五条第二項の規定に基づき、同項第一号の特定標準器による校正等を行う者、同項第二号の特定標準器による校正等を行う計量器又は標準物質及び同項第三号の特定標準器による校正等に用いる特定標準器等又は特定標準物質を次のように告示する。

平成二十九年二月六日

経済産業大臣　世耕　弘成

計量法第百三十五条第二項の規定に基づく特定標準器による校正等を行う者等の告示

特定標準器による校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う計量器又は標準物質	特定標準器による校正等に用いる特定標準器等又は特定標準物質
国立研究開発法人産業技術総合研究所	参照用トルクメータであって、校正範囲が〇・一ニュートンメートル以上五ニュートンメートル未満のもの及び参照用トルクレンチであって、校正範囲が〇・一ニュートンメートル以上五ニュートンメートル未満又は一キロニュートンメートルを超え五キロニュートンメートル以下のもの	トルク標準機群であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの
	ピトー静圧管であって、校正範囲が四十メートル毎秒以上九十メートル毎秒以下のもの	気体流速校正設備であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの
	電界プローブであって、電磁波の周波数が二十メガヘルツ以上二ギガヘルツ以下の場合において、電界の強さが十ボルト毎メートルのもの	標準アンテナ群であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの
	カーマ率校正用の井戸型電離箱式線量計であって、線源の核種がイリジウム百九十二の場合において、校正範囲が空気カーマ率について五ミリグレイ毎時以上七十ミリグレイ毎時以下のもの	グラファイト壁空洞電離箱式照射線量計設定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの
一般財団法人化学物質評価研究機構	全有機体炭素標準液であって、濃度が一グラム毎リットルのもの	全有機体炭素標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造用精密天びん、超純水製造装置及び分析計測装置を用いて製造されたもの

○経済産業省告示第十八号

計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）第九十条の二ただし書の規定に基づき、平成二十一年経済産業省告示第七十六号（計量法施行規則第九十条の二ただし書に基づく校正手法を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十九年二月六日

経済産業大臣　世耕　弘成

表中十四の項の下欄第一号の「力のモーメントの標準器」を「力のモーメントを実現する標準器」に改め、「標準器との比較」の次に「又は力のモーメント以外の複数の物象の状態の量の測定」を加え、同欄第二号の「標準器との比較」の次に「又は力のモーメント以外の複数の物象の状態の量の測定」を加える。

表中二十二の項の下欄に次の一号を加える。

三　硬さの計量器のうちブリネル硬さのものを、ブリネル硬さの標準器との比較又は硬さ以外の複数の物象の状態の量の測定により校正する手法

○国土交通省告示第八十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年二月六日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

谷津川の一

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山梨県山梨市牧丘町西保下

字鹿の窪　六二九九番　一号及び二号

六三〇五番　三号から五号まで及び七号

六三〇三番　六号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

平沢川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第九百九十九号で指定した土地の区域を除く。）

山梨県笛吹市御坂町大野寺

字平沢山　二〇五六番一　一号から三号まで

二〇五四番一　四号

二〇四一番一　五号

二〇四〇番一　六号

二〇三八番一三　七号

二〇三八番二四　八号

○国土交通省告示第八十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年二月六日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

伊与喜谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

高知県幡多郡黒潮町伊與喜

字和田南山　一一二番イ

六九九番三

六九九番イ―二

六九九番イ―四

六九九番ロ

六九九番八

六九九番ホから六九九番チまで

六九九番二四及び六九九番二五

七〇一番二

七〇一番六

七〇一番八

七〇一番一〇

一一三番及び一一四番

字下モ谷

一一六番一

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

高知県幡多郡黒潮町伊與喜

字和田南山　六九九番一　一号から六号まで、十号及び十一号

六九九番二三　七号

一一六番一　八号

字下モ谷　一一五番二　九号

○観光庁告示第一号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、次の登録研修機関から代表者の氏名を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年二月六日

観光庁長官　田村明比古